

成果連動型民間委託方式推進事業委託業務に係る 企画提案公募実施要領

この要領は、愛媛県が成果連動型民間委託推進事業を委託実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

社会課題が複雑化する中、多様な行政ニーズに的確に対応し、県民の満足度を高めていくためには、官民連携の更なる推進と成果重視の行政運営の追求が重要となることから、成果連動型民間委託（PFS/SIB）に関する実践的なセミナーや民間事業者との情報交換・官民対話を含む個別相談会を開催し、愛媛県内における新たな案件創出に向けた支援に取り組むものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務の名称
成果連動型民間委託方式推進事業委託業務
- (2) 委託業務の内容
別添「成果連動型民間委託方式推進事業仕様書」に基づいた企画を立案するものとする。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和5年12月28日
- (4) 委託上限額
4,420,000円(消費税及び地方消費税込み)

3 企画提案公募の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者に企画提案公募への参加を認める。

- (1) 最新の愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は当該業務の企画提案書提出時まで登録が予定されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 共同事業体で参加しようとする場合は、代表者が上記3(1)～(6)、構成員は上記3(2)～(6)の資格要件を満たすこと。また、構成員として参加する場合、同時に単体での参加はできない。

4 実施要領の配布

- (1) 配布期間
令和5年3月20日(月)～令和5年3月27日(月)
- (2) 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札・発注情報」に掲載するほか、下記4(3)で定める配布及び担当窓口において配布する。

なお、実施要領を担当窓口で受け取る場合、受付時間は上記4(1)の期間中、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)までとする。

(3) 配布及び担当窓口

窓 口：愛媛県総務部行財政改革局行革分権課

住 所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電 話：089-912-2238

F A X：089-912-2237

メール：gyoukakubunken@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案について

(1) 参加表明

①提出書類

- ・企画提案公募参加表明書【様式1】
- ・事業者概要及び業務実施に関する実績表【様式2】

②提出期限 令和5年3月27日(月)午後5時(必着)

③提出方法 F A X又はメール

④提出先 上記4(3)記載のとおり

⑤提出の際の注意事項

- ・共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し、提出すること。
- ・参加資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送、メール又はF A Xにて通知する。

(2) 質問及び回答

①提出書類 ※質問がある場合のみ

- ・企画提案公募に関する質問書【様式3】

②提出期限 令和5年3月27日(月)午後5時(必着)

③提出方法 F A X又はメール

④提出先 上記4(3)記載のとおり

⑤回答方法 メールで、原則参加表明者全員に対し回答する。

⑥回答予定日 令和5年4月5日(水)

⑦その他 上記5(2)②の提出期限後の質問は、原則回答しない。

(3) 企画提案書の提出

①企画提案書の構成等

ア 企画提案書の提出書【様式4】

イ 企画提案書(様式自由)

別添「成果連動型民間委託方式推進事業委託業務仕様書」を網羅した内容とすること。(10ページ以内)

ウ 事業の推進体制【様式5】

本事業にあたって十分な経験がある者を統括責任とし、参考となる履歴等がある場合は、その旨を記載すること。

エ 見積書(様式自由。内訳には積算根拠を具体的に記入すること。)

〔あて先は、愛媛県知事とし、「代表者印」を押印すること。
また、経費の内訳を記載してください。〕

②規格

原則としてA4判、横書き、左綴じ(着色可)。

③提出部数

5部(ア及びエは1部のみ正本、残り4部は副本で可。)

④提出期限

令和5年4月12日(水)午後5時(必着)

⑤提出方法

持参（土・日、祝日を除く。）または郵送（書留）

⑥提出先

上記4（3）記載のとおり

⑦提出の際の注意事項

- ・提案を取り下げる場合は、【様式6】取下げ願い書に記名捺印のうえ、上記4（3）の担当窓口へ提出すること。
- ・提案書提出期限後から契約締結までの間に要件を満たさなくなった場合にも、同様に【様式6】取下げ願い書を担当窓口へ提出すること。
- ・郵送で提出する場合は、期限までに必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

6 選考

（1）書面審査の実施

提出された企画提案書について、別に定める選定審査会において書面審査を実施し、最も優れた提案として評価した上位1位を委託候補者として選定する。

ただし、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。

（2）企画提案書の評価

応募者全員に審査結果を文書で通知する。ただし、順位や採点結果、選定理由は公表しない。

（3）その他選考に係る留意事項

①次に該当する場合は企画提案書の提出を無効とするので留意すること。

- ・参加表明書や企画提案書に虚偽の記載をした場合。
- ・参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。
- ・見積書の金額が、上記2（4）委託上限額を超える場合。

②提出後の企画提案書については、記載内容の変更はできない。

③提出された企画提案書は返却しない。

④企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

⑤「企画提案公募参加表明書」を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合は、「企画提案公募」への参加を辞退したものとみなす。

7 契約

（1）選定された委託候補者と、企画提案を基に業務について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。協議の過程で、提案内容等について一部を変更する場合がある。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

（2）契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定に準じて取り扱う。